

平成14年12月 検定試験

[No.49] 「自動車点検基準」に規定された「自家用乗用自動車等の定期点検基準」のうち、2年ごとに行う点検項目について、年間の走行距離が5,000km以下の自動車（前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行った自動車に限る。）に限り、その点検を省略できるものとして、**不適切なものは次のうちどれか。**

- (1) 車体の緩み及び損傷
- (2) ステアリング・ギヤ・ボックス取付けのゆるみ
- (3) フロント・ホイール・ベアリングのがた
- (4) ディファレンシャルの油漏れ及び油量